23	特定監理団体が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為又は企業単独型受入造船企業が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為

○国土交通省告示第千二百号

船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）第八条の規定に基づき、潜水船のトン数の算定方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

潜水船のトン数の算定方法を定める告示の一部を改正する告示

（潜水船のトン数の算定方法を定める告示の一部改正）

潜水船のトン数の算定方法を定める告示（平成元年運輸省告示第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「九十パーセント又は船首の前面から舵頭材の中心線までの距離のうちいずれか大きいもの」を「九十六パーセント」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「測度長二十四メートル」を「船の長さ二十四メートル」に改める。

第十八条（見出しを含む。）及び第二十五条（見出しを含む。）中「測度長」を「船の長さ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の規定の適用があるものを除く。以下「現存船」という。）については、この告示の規定による改正後の潜水船のトン数の算定方法を定める告示第十三条、第十八条及び第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この告示の施行の日以後に、船首材の前面から船尾材の後面までの長さ、船体の最広部においてフレームの外面から外面までの幅又は当該長さの中央において船体内面の上端から下端までの深さの変更を生ずる修繕が行われた現存船については、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条に規定する測度若しくは同法第九条に規定する改測、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第六条第二項若しくは第九条第二項に規定する測度又は小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項若しくは第三項に規定する測度を受ける日以後は、この限りでない。

○国土交通省告示第千二百一号

放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第九十五号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第八条第三項及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第八条第四項及び第九条第三項の規定に基づき、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示

（放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正）

第一条　放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成二年運輸省告示第五百九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第八条第二項第一号」の下に「及び第三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二項第一号」の下に「及び第三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五条中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第六条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第七条第一項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加え、同条第二項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同項第一号中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改め、同項第二号中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

（核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正）

第二条　核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成二年運輸省告示第五百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準の一部を適用しない核燃料輸送物の臨界安全指数）

第三条の二　規則第八条第四項第二号の告示で定める値は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。）第二十三条の二の式により算出される臨界安全指数とする。

第四条の二第一項中「第九条第二項第一号」の下に「及び第三項第一号」を加え、同条第二項中「第九条第二項第二号」の下に「及び第三項第三号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五条中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第六条中「第九条第四項及び第十八条第八項」を「第九条第五項及び第十八条第七項」に改める。

第七条第一項中「第九条第六項及び第十八条第十項」を「第九条第七項及び第十八条第九項」に改め、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加え、同条第二項中「第九条第六項及び第十八条第十項」を「第九条第七項及び第十八条第九項」に改め、同項第一号中「第九条第四項又は第十八条第八項」を「第九条第五項又は第十八条第七項」に改め、同項第二号中「第九条第四項又は第十八条第八項」を「第九条第五項又は第十八条第七項」に改め、「第九条第五項又は第十八条第九項」を「第九条第六項又は第十八条第八項」に改める。

第八条中「第十八条第十二項」を「第十八条第十一項」に改め、同条の表第一号中「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。）」を「核燃料物質科学技術庁告示」に改める。

第九条中「第十八条第十四項」を「第十八条第十三項」に改める。

第十条中「第十八条第十五項」を「第十八条第十四項」に改める。

第十一条中「第十八条第十六項」を「第十八条第十五項」に改め、同条第一号中「第十八条第十五項」を「第十八条第十四項」に改め、同条第二号中「第十八条第十五項」を「第十八条第十四項」に改める。

第十五条中「第十八条第十三項」を「第十八条第十二項」に改め、「十五グラム」を「四十五グラム」に改める。

第十六条中「第十八条第十八項」を「第十八条第十七項」に改める。

別表に次のように加える。

六フッ化ウラン（L型輸送物のもの）（輸送物一個当たりの六フッ化ウランの質量が〇・一キログラム未満のものであって核分裂性輸送物のものを除く。）	3507　URANIUM HEXAFLUORIDE, RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE, less than 0.1kg per package, non-fissile or fissile-excepted

「第八条第十二項第二号」の下に「及び第十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十条第一項中「第八条第十三項第一号」の下に「及び第十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第十三項第二号」の下に「及び第十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十一条第一項中「第八条第十四項第一号」の下に「及び第十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第十四項第二号」の下に「及び第十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十二条第一項中「第八条第十五項第一号」の下に「及び第十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第十五項第二号」の下に「及び第十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十三条第一項中「第八条第十六項第一号」の下に「及び第十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第十六項第二号」の下に「及び第十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十四条第一項中「第八条第十七項第一号」の下に「及び第十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第十七項第二号」の下に「及び第十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十五条第一項中「第八条第十八項第一号」の下に「及び第十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第十八項第二号」の下に「及び第十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十六条第一項中「第八条第十九項第一号」の下に「及び第二十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第十九項第二号」の下に「及び第二十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十七条第一項中「第八条第二十項第一号」の下に「及び第二十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十項第二号」の下に「及び第二十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十八条第一項中「第八条第二十一項第一号」の下に「及び第二十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十一項第二号」の下に「及び第二十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第十九条第一項中「第八条第二十二項第一号」の下に「及び第二十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十二項第二号」の下に「及び第二十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十条第一項中「第八条第二十三項第一号」の下に「及び第二十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十三項第二号」の下に「及び第二十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十一条第一項中「第八条第二十四項第一号」の下に「及び第二十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十四項第二号」の下に「及び第二十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十二条第一項中「第八条第二十五項第一号」の下に「及び第二十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十五項第二号」の下に「及び第二十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十三条第一項中「第八条第二十六項第一号」の下に「及び第二十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十六項第二号」の下に「及び第二十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十四条第一項中「第八条第二十七項第一号」の下に「及び第二十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十七項第二号」の下に「及び第二十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十五条第一項中「第八条第二十八項第一号」の下に「及び第二十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十八項第二号」の下に「及び第二十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十六条第一項中「第八条第二十九項第一号」の下に「及び第三十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第二十九項第二号」の下に「及び第三十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十七条第一項中「第八条第三十項第一号」の下に「及び第三十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十項第二号」の下に「及び第三十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十八条第一項中「第八条第三十一項第一号」の下に「及び第三十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十一項第二号」の下に「及び第三十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第二十九条第一項中「第八条第三十二項第一号」の下に「及び第三十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十二項第二号」の下に「及び第三十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十条第一項中「第八条第三十三項第一号」の下に「及び第三十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十三項第二号」の下に「及び第三十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十一条第一項中「第八条第三十四項第一号」の下に「及び第三十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十四項第二号」の下に「及び第三十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十二条第一項中「第八条第三十五項第一号」の下に「及び第三十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十五項第二号」の下に「及び第三十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十三条第一項中「第八条第三十六項第一号」の下に「及び第三十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十六項第二号」の下に「及び第三十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十四条第一項中「第八条第三十七項第一号」の下に「及び第三十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十七項第二号」の下に「及び第三十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十五条第一項中「第八条第三十八項第一号」の下に「及び第三十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十八項第二号」の下に「及び第三十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十六条第一項中「第八条第三十九項第一号」の下に「及び第四十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第三十九項第二号」の下に「及び第四十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十七条第一項中「第八条第四十項第一号」の下に「及び第四十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十項第二号」の下に「及び第四十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十八条第一項中「第八条第四十一項第一号」の下に「及び第四十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十一項第二号」の下に「及び第四十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第三十九条第一項中「第八条第四十二項第一号」の下に「及び第四十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十二項第二号」の下に「及び第四十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十条第一項中「第八条第四十三項第一号」の下に「及び第四十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十三項第二号」の下に「及び第四十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十一条第一項中「第八条第四十四項第一号」の下に「及び第四十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十四項第二号」の下に「及び第四十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十二条第一項中「第八条第四十五項第一号」の下に「及び第四十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十五項第二号」の下に「及び第四十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十三条第一項中「第八条第四十六項第一号」の下に「及び第四十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十六項第二号」の下に「及び第四十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十四条第一項中「第八条第四十七項第一号」の下に「及び第四十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十七項第二号」の下に「及び第四十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十五条第一項中「第八条第四十八項第一号」の下に「及び第四十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十八項第二号」の下に「及び第四十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十六条第一項中「第八条第四十九項第一号」の下に「及び第五十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第四十九項第二号」の下に「及び第五十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十七条第一項中「第八条第五十項第一号」の下に「及び第五十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十項第二号」の下に「及び第五十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十八条第一項中「第八条第五十一項第一号」の下に「及び第五十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十一項第二号」の下に「及び第五十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第四十九条第一項中「第八条第五十二項第一号」の下に「及び第五十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十二項第二号」の下に「及び第五十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十条第一項中「第八条第五十三項第一号」の下に「及び第五十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十三項第二号」の下に「及び第五十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十一条第一項中「第八条第五十四項第一号」の下に「及び第五十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十四項第二号」の下に「及び第五十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十二条第一項中「第八条第五十五項第一号」の下に「及び第五十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十五項第二号」の下に「及び第五十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十三条第一項中「第八条第五十六項第一号」の下に「及び第五十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十六項第二号」の下に「及び第五十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十四条第一項中「第八条第五十七項第一号」の下に「及び第五十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十七項第二号」の下に「及び第五十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十五条第一項中「第八条第五十八項第一号」の下に「及び第五十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十八項第二号」の下に「及び第五十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十六条第一項中「第八条第五十九項第一号」の下に「及び第六十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第五十九項第二号」の下に「及び第六十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十七条第一項中「第八条第六十項第一号」の下に「及び第六十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十項第二号」の下に「及び第六十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十八条第一項中「第八条第六十一項第一号」の下に「及び第六十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十一項第二号」の下に「及び第六十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第五十九条第一項中「第八条第六十二項第一号」の下に「及び第六十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十二項第二号」の下に「及び第六十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十条第一項中「第八条第六十三項第一号」の下に「及び第六十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十三項第二号」の下に「及び第六十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十一条第一項中「第八条第六十四項第一号」の下に「及び第六十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十四項第二号」の下に「及び第六十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十二条第一項中「第八条第六十五項第一号」の下に「及び第六十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十五項第二号」の下に「及び第六十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十三条第一項中「第八条第六十六項第一号」の下に「及び第六十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十六項第二号」の下に「及び第六十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十四条第一項中「第八条第六十七項第一号」の下に「及び第六十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十七項第二号」の下に「及び第六十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十五条第一項中「第八条第六十八項第一号」の下に「及び第六十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十八項第二号」の下に「及び第六十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十六条第一項中「第八条第六十九項第一号」の下に「及び第七十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第六十九項第二号」の下に「及び第七十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十七条第一項中「第八条第七十項第一号」の下に「及び第七十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十項第二号」の下に「及び第七十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十八条第一項中「第八条第七十一項第一号」の下に「及び第七十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十一項第二号」の下に「及び第七十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第六十九条第一項中「第八条第七十二項第一号」の下に「及び第七十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十二項第二号」の下に「及び第七十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十条第一項中「第八条第七十三項第一号」の下に「及び第七十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十三項第二号」の下に「及び第七十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十一条第一項中「第八条第七十四項第一号」の下に「及び第七十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十四項第二号」の下に「及び第七十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十二条第一項中「第八条第七十五項第一号」の下に「及び第七十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十五項第二号」の下に「及び第七十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十三条第一項中「第八条第七十六項第一号」の下に「及び第七十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十六項第二号」の下に「及び第七十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十四条第一項中「第八条第七十七項第一号」の下に「及び第七十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十七項第二号」の下に「及び第七十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十五条第一項中「第八条第七十八項第一号」の下に「及び第七十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十八項第二号」の下に「及び第七十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十六条第一項中「第八条第七十九項第一号」の下に「及び第八十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第七十九項第二号」の下に「及び第八十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十七条第一項中「第八条第八十項第一号」の下に「及び第八十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十項第二号」の下に「及び第八十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十八条第一項中「第八条第八十一項第一号」の下に「及び第八十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十一項第二号」の下に「及び第八十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第七十九条第一項中「第八条第八十二項第一号」の下に「及び第八十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十二項第二号」の下に「及び第八十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十条第一項中「第八条第八十三項第一号」の下に「及び第八十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十三項第二号」の下に「及び第八十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十一条第一項中「第八条第八十四項第一号」の下に「及び第八十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十四項第二号」の下に「及び第八十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十二条第一項中「第八条第八十五項第一号」の下に「及び第八十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十五項第二号」の下に「及び第八十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十三条第一項中「第八条第八十六項第一号」の下に「及び第八十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十六項第二号」の下に「及び第八十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十四条第一項中「第八条第八十七項第一号」の下に「及び第八十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十七項第二号」の下に「及び第八十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十五条第一項中「第八条第八十八項第一号」の下に「及び第八十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十八項第二号」の下に「及び第八十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十六条第一項中「第八条第八十九項第一号」の下に「及び第九十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第八十九項第二号」の下に「及び第九十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十七条第一項中「第八条第九十項第一号」の下に「及び第九十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十項第二号」の下に「及び第九十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十八条第一項中「第八条第九十一項第一号」の下に「及び第九十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十一項第二号」の下に「及び第九十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第八十九条第一項中「第八条第九十二項第一号」の下に「及び第九十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十二項第二号」の下に「及び第九十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十条第一項中「第八条第九十三項第一号」の下に「及び第九十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十三項第二号」の下に「及び第九十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十一条第一項中「第八条第九十四項第一号」の下に「及び第九十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十四項第二号」の下に「及び第九十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十二条第一項中「第八条第九十五項第一号」の下に「及び第九十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十五項第二号」の下に「及び第九十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十三条第一項中「第八条第九十六項第一号」の下に「及び第九十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十六項第二号」の下に「及び第九十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十四条第一項中「第八条第九十七項第一号」の下に「及び第九十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十七項第二号」の下に「及び第九十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十五条第一項中「第八条第九十八項第一号」の下に「及び第九十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十八項第二号」の下に「及び第九十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十六条第一項中「第八条第九十九項第一号」の下に「及び第百項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第九十九項第二号」の下に「及び第百項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十七条第一項中「第八条第百項第一号」の下に「及び第百一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百項第二号」の下に「及び第百一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十八条第一項中「第八条第百一項第一号」の下に「及び第百二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百一項第二号」の下に「及び第百二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第九十九条第一項中「第八条第百二項第一号」の下に「及び第百三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二項第二号」の下に「及び第百三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百条第一項中「第八条第百三項第一号」の下に「及び第百四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百三項第二号」の下に「及び第百四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百一条第一項中「第八条第百四項第一号」の下に「及び第百五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百四項第二号」の下に「及び第百五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二条第一項中「第八条第百五項第一号」の下に「及び第百六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百五項第二号」の下に「及び第百六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百三条第一項中「第八条第百六項第一号」の下に「及び第百七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百六項第二号」の下に「及び第百七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百四条第一項中「第八条第百七項第一号」の下に「及び第百八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百七項第二号」の下に「及び第百八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百五条第一項中「第八条第百八項第一号」の下に「及び第百九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百八項第二号」の下に「及び第百九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百六条第一項中「第八条第百九項第一号」の下に「及び第百十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百九項第二号」の下に「及び第百十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百七条第一項中「第八条第百十項第一号」の下に「及び第百十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十項第二号」の下に「及び第百十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百八条第一項中「第八条第百十一項第一号」の下に「及び第百十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十一項第二号」の下に「及び第百十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百九条第一項中「第八条第百十二項第一号」の下に「及び第百十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十二項第二号」の下に「及び第百十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十条第一項中「第八条第百十三項第一号」の下に「及び第百十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十三項第二号」の下に「及び第百十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十一条第一項中「第八条第百十四項第一号」の下に「及び第百十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十四項第二号」の下に「及び第百十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十二条第一項中「第八条第百十五項第一号」の下に「及び第百十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十五項第二号」の下に「及び第百十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十三条第一項中「第八条第百十六項第一号」の下に「及び第百十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十六項第二号」の下に「及び第百十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十四条第一項中「第八条第百十七項第一号」の下に「及び第百十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十七項第二号」の下に「及び第百十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十五条第一項中「第八条第百十八項第一号」の下に「及び第百十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十八項第二号」の下に「及び第百十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十六条第一項中「第八条第百十九項第一号」の下に「及び第百二十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百十九項第二号」の下に「及び第百二十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十七条第一項中「第八条第百二十項第一号」の下に「及び第百二十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十項第二号」の下に「及び第百二十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十八条第一項中「第八条第百二十一項第一号」の下に「及び第百二十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十一項第二号」の下に「及び第百二十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百十九条第一項中「第八条第百二十二項第一号」の下に「及び第百二十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十二項第二号」の下に「及び第百二十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十条第一項中「第八条第百二十三項第一号」の下に「及び第百二十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十三項第二号」の下に「及び第百二十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十一条第一項中「第八条第百二十四項第一号」の下に「及び第百二十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十四項第二号」の下に「及び第百二十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十二条第一項中「第八条第百二十五項第一号」の下に「及び第百二十六項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十五項第二号」の下に「及び第百二十六項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十三条第一項中「第八条第百二十六項第一号」の下に「及び第百二十七項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十六項第二号」の下に「及び第百二十七項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十四条第一項中「第八条第百二十七項第一号」の下に「及び第百二十八項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十七項第二号」の下に「及び第百二十八項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十五条第一項中「第八条第百二十八項第一号」の下に「及び第百二十九項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十八項第二号」の下に「及び第百二十九項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十六条第一項中「第八条第百二十九項第一号」の下に「及び第百三十項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百二十九項第二号」の下に「及び第百三十項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十七条第一項中「第八条第百三十項第一号」の下に「及び第百三十一項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百三十項第二号」の下に「及び第百三十一項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十八条第一項中「第八条第百三十一項第一号」の下に「及び第百三十二項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百三十一項第二号」の下に「及び第百三十二項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百二十九条第一項中「第八条第百三十二項第一号」の下に「及び第百三十三項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百三十二項第二号」の下に「及び第百三十三項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百三十条第一項中「第八条第百三十三項第一号」の下に「及び第百三十四項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百三十三項第二号」の下に「及び第百三十四項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百三十一条第一項中「第八条第百三十四項第一号」の下に「及び第百三十五項第一号」を加え、同条第二項中「第八条第百三十四項第二号」の下に「及び第百三十五項第二号」を加え、「ただし」の下に「「less than 0.1 kg per package」を加える。

第百三十二条第一項中「